

公 示

次のとおり、契約の相手方を公募します。

平成29年4月10日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 山田 航

1 公募内容

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項の健康管理手帳又は船員健康管理手帳の所持者に対する健康診断事業で2(1)～(11)に掲げるいずれかの業務に係る健康診断（複数の事業に公募することは可。）
- (2) 事業の趣旨
がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事したことのある離職者の健康管理を図ることを目的とする。

2 事業内容

次の業務に従事していた者に対する健康診断

- (1) ベンジジン等業務関係
- (2) 粉じん業務関係
- (3) クロム酸等業務関係
- (4) 三酸化砒素業務関係
- (5) コールタール業務関係
- (6) ビス（クロロメチル）エーテル業務関係
- (7) ベリリウム業務関係
- (8) ベンゾトリクロリド業務関係
- (9) 塩化ビニル業務関係
- (10) 石綿業務関係
- (11) 1,2-ジクロロプロパン業務関係

3 委託事業の実施期間

委託契約締結日から平成30年3月31日まで

4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得

ている者は、同条に規定する特別の理由がある場合に該当すること。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

5 特殊な技術等の条件

北海道内に所在する医療機関で次の選定基準等を満たしていること。

- (1) 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており当該医師がその健康診断の実施に当たること。特に、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。

なお、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断の実施に当たる医師は石綿関連疾患の診断に関する研修を修了していることが望ましいこと。

- (2) 臨床検査技師等当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。
- (3) 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。ただし、(ウ)、(イ)、(オ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(コ)の「気管支ファイバースコープ又は気管支鏡」及び「標本染色用器具」(以下「気管支ファイバースコープ等」という。)については、気管支ファイバースコープ等が装備されている委託医療機関を紹介することにより、気管支ファイバースコープ等を用いた検査を実施することができる体制を整備しているときは、この限りでない。

(ア) ベンジジン等業務関係

- a 遠心機及び顕微鏡
- b 標本染色用器具
- c 膀胱鏡
- d エックス線直接撮影装置

(イ) 粉じん業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b スパイロメーター及びフローボリューム曲線記録装置
- c 動脈血ガス分析装置
- d 顕微鏡及び細菌培養装置
- e 標本染色用器具

(ウ) クロム酸等業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

(I) 砒素業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- d 原子吸光分光光度計

(オ) コールタール業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

(カ) ビス（クロロメチル）エーテル業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

(キ) ベリリウム業務関係

- a 遠心機
- b ダグラス・バッグ、ガスマーター、呼吸計（スパイロメーター等）、オキシメーター及び階段昇降試験用ステップ台
- c エックス線直接撮影装置
- d 心電計
- e 原子吸光分光光度計
- f パッチテスト用具一式

(ク) ベンゾトリクロリド業務関係

- a 遠心機及び顕微鏡
- b 標本染色用器具
- c エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- d 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- e 血球数計算盤又は自動血球計数器

(ケ) 塩化ビニル業務関係

- a 顕微鏡
- b 標本染色用器具
- c エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- d 光電分光光度計
- e シンチグラフィ－撮影装置一式
- f 血管造影器具

(コ) 石綿業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

(ウ) 1,2-ジクロロプロパン業務関係

a 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

(4) (公社) 全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

また、必要に応じて、上記条件の確認のため、当該医療機関を訪問することがある。

なお、別途、北海道労働局長の定める契約条件に合意できることが、契約に際し必要となる。

6 応募

この公募内容等の条件を満たしている者で参加を希望する者は、次に定めるところにより意思表示を行うこと。

(1) 期限 平成29年4月21日(金) 17時まで

(2) 応募先 北海道労働局労働基準部健康課 担当 北藤(きたふじ)

(3) 応募方法 応募先へ「健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳に対する健康診断事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」(別紙)を提出し選定基準等の確認を受ける。文書を持参することとし、郵送する場合は書留とすること。

電子ファイル及びファクシミリでの提出は受け付けない。

(4) 応募書類 応募先(電話011-709-2311:内線3563)にて交付する。

7 契約

(1) 委託契約の締結

委託契約は、北海道労働局と選定された者の代表との間で別に提示する委託契約書に基づき締結するものとする。

ただし、契約条件に合意しない場合には、委託契約の締結は出来ない。

(2) 委託費の支払

委託医療機関が当該健康診断を実施した日の属する月の翌月の15日までに指定の様式で健康診断に要した費用の請求を行い、北海道労働局長が審査確定した費用を支払う精算払となること。健康診断費の単価等については別途定める。

8 再委託の制限

(1) 委託契約の全部を再委託することはできない。

(2) 委託契約の一部を再委託(委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わせることで、物品費等の支出は含まない。)する場合には、北海

道労働局の承認を受けるものとする。

9 その他

- (1) 委託手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 本事業の応募のために提出された書類の取扱い
 - ア 提出された書類は返却しない。
 - イ 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しない。
 - ウ 作成及び提出に係る費用はすべて応募者の負担とする。

【本件担当 連絡先】

住 所：〒060 - 8566 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1
札幌第一合同庁舎9階

担 当：要求部局 北海道労働局 労働基準部 健康課 担当 北藤(きたふじ)

電 話：011 - 709 - 2311 (内線3563)

F A X：011 - 756 - 0056

別 紙

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 山田 航 殿

所在地

名称

代表者名

印

健康管理手帳所持者に係る健康診断事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当 是、貴局が公募する健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳に係る健康診断のうち、業務に従事していた者に対する健康診断事業に応募したいので、その旨を表示します。なお、当団体は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当 是、予算決算及び会計令第70条の規定に該当しません。
- 2 当 是、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しません。
- 3 当 是、北海道労働局から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 その他

「特殊な技術等の条件」を満たすことを証明できる書面等（例：医師の医師免許証・認定証・研修修了証等の写し、臨床検査技師免許証等の写し、機械器具の存在及び使用状況等を示す文書（写しで可）・写真等）添付

（担当者）

氏名

TEL

FAX